

パブリックコメント案件概要

案件名：第8期尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に係る市民意見公募手続の実施について

1. 施策の概要

この計画は、老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画であり、今後の高齢化の進展と、高齢者の意識や価値観のさらなる多様化に対応することを念頭に置き、地域包括ケアシステムの構築に向けた各種施策の推進とともに、将来必要な介護保険サービス量を見込んだ上で、適正な介護保険料等を定め、実効性のある計画の推進を図るものとします。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

我が国においては、総人口が減少に転じる中、高齢化は進展し、今後、介護ニーズの高い75歳以上の人口が急速に増加が見込まれます。また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定されており、本市においても同様です。

また、介護人材不足の状況はますます厳しくなっており、高齢者を支える人的基盤の確保も大きな課題です。

3. 目指す姿・対応策など

基本理念の実現に向けて4つのテーマを設定し、高齢者を取り巻く現状やこれまでの取組状況等を踏まえて計画を推進するとともに、「ウイズコロナ・ポストコロナ」も踏まえた計画推進を図ります。

<基本理念>

高齢者が尊厳を保ち、安全・安心に健康で多様な暮らし方ができる支え合いのまちづくり

<4つのテーマ>

- 1 介護予防・フレイル対策の推進
- 2 「共生・予防」を両輪とする認知症施策の推進
- 3 人と人とのつながりや支え合い、高齢者の社会参加の促進
- 4 介護が必要になっても安全安心に暮らせる基盤づくり

4. 施策の対象範囲・期間など

<施策の対象範囲>

高齢者及び介護保険被保険者やその家族等

<期間>

令和3年度～令和5年度

5. 市民意向調査の概要

令和2年3月11日から3月31日までの期間、①市内在住の65歳以上の高齢者(要介護及び要支援認定者を除く) 2,000人②市内在住の65歳以上の要支援認定者 1,000人③市内在住の65歳以上の要介護認定者 1,000人を対象に高齢者意向調査を実施しました。

また、令和2年3月11日から3月31日までの期間、要支援・要介護認定を受けている高齢者609人に在宅介護実態調査を実施しました。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の中に計画策定部会を設置し、団塊の世代が75歳以上となる2025年、高齢者数が最も多くなる2040年頃を見据え、高齢者の誰もが自分らしく、誰からも大切にされながら、介護が必要となっても、認知症があってもなくても、その人らしい生活を実現できるよう、本市の現状や課題、計画期間(令和3年度から5年度まで)における取組の方向性、介護保険料などを中心として議論を進めました。

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

-

7. 今後のスケジュール

令和3年1月 尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会開催(パブリックコメントの意見反映等)
パブリックコメント等の結果の公表

8. 添付資料

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画解説版(素案)

9. お問い合わせ先

健康福祉局 高齢介護課
〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館3階
電話番号 06-6489-6356
ファクス 06-6489-6528
メールアドレス ama-koureiikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp